



日刊 労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222) 7207番}

93.7.22 No. 3832

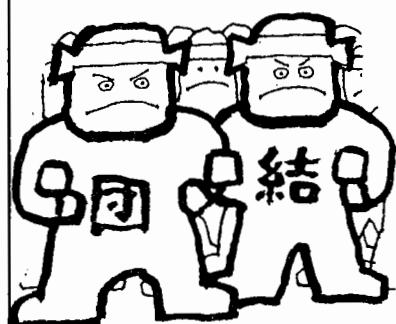
館山運転区の不当配転で団交

組合所属のみ
によつて全てを
判断!

七月十三日、千葉運転区から館山運転区への不当配転の撤回を求めて、団体交渉が開催された。同日発令が強行されたこの配転は、組合所属のみを理由とした明らかな差別配転である。この間当局は、館山運転区への異動について、同区の運転士が皆勤千葉組合員(プラス国労が数名)であり、東労や鉄産労の者を転勤させれば、すぐ動労千葉に加入してしまいかねないために、動労千葉や国労の組合員だけを対象として、通勤事情や希望を無視した配転を強行し続けている。一方JR東労には、館山に在住し、しかも転勤を希望している者がいるにも係わらず、絶対に転勤させようとしないのだ。結局全ての判断が組合所属のみによつて行われているということである。

勝手な基準
をデツチあげ
ての正当化

しかも、断じて許せないこと
は、千葉支社が、配転の度ごと
に勝手な「基準」をデツチあげ
この間の不当配転を正当化して



いことがある。団交のなかで当局は、今回の配転について、
①通勤状況、②在席年限の長い
者、③余力のある区から、とい
うことを見たとしている。
しかし、通勤事情のことを言え
ば、先にも述べたとおり、東労
や鉄産労の組合員には、館山近
隣の者がいる。今回は、「余力
のある区から」と称して千
葉転からの異動を行つたが、千
葉転にも館山や佐貫町の在住者
があり、①③は全く理由にもな
らない。結局今回の基準は、「
千葉運転区での在席が長い」と
いうことだけが基準なのである。
しかし、この間の異動のなかで、
東労所属の組合員は、在席一
二年でどんどん希望に添つた異
動が行われているのだ。まさに
差別である。この点を追及する
と、当局は、「その時その時の
事情によつてそのようなことも
あり得る」というのだ。しかも、
「それならばどのような事情が
あつたのか明らかにせよ」との
質問には一切答えない。これは、
千葉支社が恣意的な差別配転を行つてゐることの自認に他なら
ない。

◆ 家族会第13回連続講座
◆ 第13回連続講座

